

倉吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第 3 号

倉吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 倉吉市職員の給与に関する条例（昭和 28 年倉吉市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第 9 条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 <u>(1)～(5) 略</u> 3 扶養手当の月額、前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、前項第 2 号から第 5 号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「8 級職員」という。）にあつては 3,500 円）とする。 4 略 第 10 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 略 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 2 号若しくは第 4 号に掲げる扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2 略 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。	(扶養手当) 第 9 条 略 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(6) 略</u> 3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの（以下「8 級職員」という。）にあつては 3,500 円）、<u>同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については 1 人につき 10,000 円とする。 4 略 第 10 条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 略 (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に掲げる扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。） 2 略 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

(5) 略

(住居手当)

第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 略

(地域手当)

第10条の3 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 略

(通勤手当)

第11条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となった場合

(5) 略

(住居手当)

第10条の2 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

2・3 略

(地域手当)

第10条の3 略

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) 略

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 略

(通勤手当)

第11条 略

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関を利

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、有料の道路その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを

用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1月当たりの運賃相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 略

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6～9 略

（管理職員特別勤務手当）

第20条 第8条第1項の規定に基づき市長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において規則で定める額

（2）略

4 略

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第24条の3 略

- 2 第4条、第9条から第10条まで、第11条の2及び第24条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務

3～6 略

（管理職員特別勤務手当）

第20条 第8条第1項の規定に基づき市長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

（2）略

4 略

（時間外勤務手当等に関する規定の適用除外）

第24条の3 略

- 2 第4条、第9条から第10条の2まで、第11条の2及び第24条の2の規定は、定年前再任用短時間

職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。	勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。
-------------------------	---------------------------

（倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年倉吉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外） 第18条の6 第3条、第4条の2及び第13条の規定は、定年前提任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）には適用しない。	（定年前提任用短時間勤務職員についての適用除外） 第18条の6 第3条、<u>第3条の2</u>、第4条の2及び第13条の規定は、定年前提任用短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）には適用しない。

（倉吉市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 倉吉市任期付職員の採用等に関する条例（平成26年倉吉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（給与条例の適用除外等） 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条第1項中「第8条第1項の規定に基づき市長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員」とあるのは「倉吉市任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」とする。 3・4 略	（給与条例の適用除外等） 第9条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第20条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第20条第1項中「第8条第1項の規定に基づき市長が指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として規則で定める職員」とあるのは「倉吉市任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。 3・4 略

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の倉吉市職員の給与に関する条例第9条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度の障がい者（心身の故障が永久的であって終身労務に服することができない程度の者に限る。）」とあるのは「（5）重度の障がい者（心身の故障が永久的であって終身労務に服することができない程度の者に限る。）」
（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。ただし、同号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、8級職員に対しては、支給しない。